

事業所名

放課後等デイサービス ぼらりす

支援プログラム

作成日

R6 年

9 月

3 日

法人（事業所）理念		1. 事業者は、お子様が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図る事ができるよう、お子様の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に 応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 2. 事業の実施に当たっては、保護者様の必要な時に必要な放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。 3. 放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付が決定した保護者様の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉 サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 4. 前三項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び「福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成24年9月議会議決) に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。			
支援方針		1. 集団活動を通じた支援⇒ルール・協調性、相手の立場に立つ能力、メリハリ 2. 外出活動を通じた支援⇒ルールやマナー、地域交流、身体を動かす、季節を楽しむ活動 3. 工作や創作活動を通じた支援⇒手先の運動、集中力を伸ばす、想像力を養う、達成感 4. 食育、育つ喜びや大変さの経験、作業の丁寧さ、優しい心			
営業時間		10 時 00 分から 19 時 00 分まで		送迎実施の有無	あり なし
		支 援 内 容			
本人支援	健康・生活	・健康状態の把握と対応 ・生活習慣や生活リズムの形成(基本的な生活習慣を形成) ・生活に必要な基本的技能の獲得 ・構造化等による生活環境の調整			
	運動・感覚	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応			
	認知・行動	・認知の特性についての理解と対応 ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ・感覚の活用や認知機能の発達 ・知覚から行動への認知過程の発達 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 ・行動障害への予防及び対応			
	言語 コミュニケーション	・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用 ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・指差し、身振り、サイン等の活用 ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 ・コミュニケーション機器の活用 ・状況に応じたコミュニケーション ・読み書き能力の向上			
	人間関係 社会性	・アタッチメント(愛着)の形成と安定 ・アタッチメント(愛着)の形成 ・アタッチメント(愛着)の安定 ・情緒の安定 ・他者との関わり(人間関係)の形成 ・遊びを通じた社会性の促進 ・模倣行動の支援 ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援 ・一人遊びから協同遊びへの支援 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加			

家族支援	・アタッチメント（愛着）の安定 ・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援 ・家族からの相談に対する適切な助言等 ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウニングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助 ・障害の特性に配慮した家庭環境の整備 ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供	移行支援	・放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備 ・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価 ・具体的な移行先との調整 ・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・支援方法についての伝達 ・家族への情報提供や移行先の見学調整 ・移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・移行先への相談援助 ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助 ・放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有） ・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整 ・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり ・地域の学校や放課後児童クラブ、児童館、地域住民との交流
地域支援・地域連携	・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援 ・こどもが通う学校や放課後児童クラブ等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議の開催 ・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携 ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携 ・個別のケース検討のための会議の開催	職員の質の向上	・各種委員会の開催 ・定期的な職員研修の実施(月1回) ・OJT、OFF-JT(必要時/月1回は必ず行う) ・保護者、職員アンケートの実施・公表(年1回) ・支援プログラムの公表 ・見える化(可視化) ・専門的な知識、経験を持つスタッフの配置
主な行事等	4月/潮干狩り 5月/母の日 6月/父の日 7月/七夕 8月/夏祭り、川遊び 9月/敬老の日、梨狩り 10月/山登り、ハロウィン 11月/もみじ狩り、みかん狩り 12月/クリスマス会 1月/初詣、いちご狩り 2月/節分、バレンタイン 3月/ひな祭り、お花見		